

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則 ...	予 算 経 理 室	1 頁
	県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 ...	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	文 化 財 保 護 室	2 頁
	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	3 頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	予 算 経 理 室	3 頁
	三重県教育委員会公印規則による公印の新調	予 算 経 理 室	4 頁
	三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	予 算 経 理 室	4 頁
訓 令	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	4 頁
	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	5 頁
公 告	公立幼稚園及び公立小学校の位置変更届の受理	学 校 施 設 室	8 頁
	公立学校の廃止届の受理	学 校 施 設 室	9 頁
	公立学校の設置届の受理	学 校 施 設 室	9 頁
お知らせ	三重県高等学校等修学奨学金基金条例	予 算 経 理 室	9 頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人 材 政 策 室	10 頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福 利 ・ 給 与 室	10 頁
	三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例	文 化 財 保 護 室	11 頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福 利 ・ 給 与 室	11 頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則十九号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「九月及び三月」の次に「又は六月及び十二月」を加え、「そのいずれかの月とする。」の次に「ただし、最初に返還する月は、猶予期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年、年賦の場合は一年を、それぞれ経過しない月でなければならない。」を加える。

第十二条に次の二項を加える。

3 奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。

4 奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要となる事項は、三重県会計規則（昭和二十九年三重県規則第十五号）第十六条の二に規定するもののほか、教育長が別に定める。

第十五条第一項に次の二号を加える。

七 第八条の規定により修学奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。

八 その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。

別表二の金額の欄中「四、 円」の次に「又は八、 円」を加え、同欄中「五、 円」の次に「又は一、 円」を加える。

第一号様式(表画)中

返還方法	月賦	半年賦	年賦(3月)	年賦(9月)
------	----	-----	--------	--------

」を

返還方法	月賦	半年賦	年賦
------	----	-----	----

」に

改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会は、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第二十号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十二条の第二項中「五十六歳」とあるのは「五十八歳」とを削り、「五十八歳」とあるのは「六十歳」を「五十五歳」とあるのは「五十七歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」といふ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける現業職員及び当該現業職員との権衡上必要があると認められる現業職員に係る改正後の第六条の規定の適用については、同条中「五十七歳」とあるのは、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては「六十歳」と、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては「五十九歳」と、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては「五十八歳」とする。

3 前項の当該現業職員との権衡上必要があると認められる現業職員は、施行日以後引き続き人事交流等により現業職員となり、引き続き現業職員として在職している者(施行日前から引き続き現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「県立高等学校等以外の現業職員」といふ。)であつた者及び施行日前から引き続き現業職員であり、施行日以後引き続き県立高等学校等以外の現業職員となつた者に限る。)及びこれに準ずると認められる現業職員とする。

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第二十一号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

三重県文化財保護条例施行規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項第二号中「博物館法」を「博物館法(昭和三十六年法律第二百八十五号)」に改める。

別表第一の一の項中「文化財保護法及び同施行令」を「文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号、以下「法」といふ。)及び同法施行令(昭和三十五年政令第二百六十七号)」に改める。

別表第一の一(二)の項中「第八十条第三項」を「第二百二十五条第三項」に改める。

別表第一の一(三)の項中「第五十六条の十六」を「第八十五条」に改める。

別表第一の一(五)の項中「第九十五条第五項」を「第七十二条第五項」に改める。
別表第一の一(六)の項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。
別表第一の一(七)の項中「第五十七条第二項」を「第九十二条第二項」に改める。
別表第一の一(八)の項中「第五十七条の三第二項」を「第九十四条第二項」に改める。
別表第一の一(九)の項中「第五十七条の三第三項」を「第九十四条第三項」に改める。
別表第一の一(十)の項中「第五十七条の三第四項」を「第九十四条第四項」に改める。
別表第一の一(十一)の項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。
別表第一の一(十二)の項中「第五十七条の五第二項」を「第九十六条第二項」に改める。
別表第一の一(十三)の項中「第五十七条の五第三項」を「第九十六条第三項」に改める。
別表第一の一(十四)の項中「第五十七条の五第五項」を「第九十六条第五項」に改める。
別表第一の一(十五)の項中「第五十七条の五第七項」を「第九十六条第七項」に改める。
別表第一の一(十六)の項中「第五十七条の五第八項」を「第九十六条第八項」に改める。
別表第一の一(十七)の項中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。
別表第一の一(十八)の項中「第五十七条の六第二項」を「第九十七条第二項」に改める。
別表第一の一(十九)の項中「第五十七条の六第三項」を「第九十七条第三項」に改める。
別表第一の一(二十)の項中「第五十七条の六第四項」を「第九十七条第四項」に改める。
別表第一の一(二十一)の項中「第五十八条の二」を「第九十九条」に改める。
別表第一の一(二十二)の項中「第八十条第一項」を「第一百二十五条第一項」に改める。
別表第一の一(二十三)の項中「第八十二条」を「第一百三十条」に、「第九十五条第五項」を「第七十二条第五項」に改める。

第二十七号様式及び第二十八号様式中「文化財和議法(昭和25年法律第214号、平成11年改正法律第87号)」を「文化財和議法(昭和25年法律第214号)」に改める。

第二十九号様式中「第60条」を「第101条」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第二十二号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第九条第五号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同条第十一号中「世界遺産登録推進」を「世界遺産の保存及び活用」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第41号

三重県教育委員会公印規則(昭和33年三重県教育委員会規則第19号)第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

- | | |
|---------|---------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立石澁新高等学校校印 |
| 2 寸 法 | 方23ミリメートル |

3 陰 影



- 4 使用範囲 公文書用
5 使用開始日 平成17年4月1日

三重県教育委員会告示第42号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

- 1 公印名 三重県立尾鷲高等学校長印（二）
2 寸法 方23ミリメートル
3 陰影



- 4 使用範囲 三重県立尾鷲高等学校長島分校における公文書用
5 使用開始日 平成17年4月1日

三重県教育委員会告示第43号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年3月28日

三重県教育委員会教育長 安田敏春

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱（平成15年三重県教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中「この決定に不服があるときはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県立 高等学校長に対して異議申立てをすることができます。」を「この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。）、提起することができます。」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第4号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月28日

三重県教育委員会教育長 安田敏春

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和31年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）美術館の項中、「所長」を「館長」に改め、「参事」の下に「副参事」を加え、同表図書館の項中、「館長」の下に「専門監」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

教委訓第5号

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月28日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「同条第4号」を「同条第3号」に改め、同条第11号中「第17条第5号」を「第17条第4号」に改める。

別表第2(2)の表中、

「

17	公立学校教職員の 服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可																					
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認																					
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）																					
		(1) 次号以外のもの																					
		(2) 一般教職員に係るもの																					
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の規定による兼職又は兼業の承認																					
		(1) 校長に係るもの																					
		(2) 校長以外の教職員に係るもの																					

」

を

「

17	公立学校教職員の 服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可																						
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認																						
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）																						
		(1) 次号以外のもの																						
		(2) 一般教職員に係るもの																						
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第																						

「公開承認施設」の承認									
(9)	条例第49条の規定による報償金の決定・支給								
(10)	条例第50条の規定による文化財の譲与等								
2	法第184条の規定による重要文化財及び史跡名勝天然記念物の管理に関する許可・停止命令等								
3	法第184条の規定による埋蔵文化財の発掘に関する指示・勸告								
4	法第185条第2項の規定による重要文化財の管理者の指定								
5	法第102条第1項の規定による埋蔵物の鑑査								

に改める。

附則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園及び公立小学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

名称		位置	変更しようとする日	変更の理由
四日市市立塩浜幼稚園	変更前	三重県四日市市 大字塩浜887番地1	平成17年4月1日	「塩浜地区公立園幼保一体化特区」認定に伴う現塩浜保育園への移転のため。
	変更後	三重県四日市市 柳町33番地		
川越町立川越幼稚園	変更前	三重県三重郡川越町 大字豊田一色237番地	平成17年4月1日	不適格建物である園舎を取壊し、別敷地に新園舎を建設したため。
	変更後	三重県三重郡川越町 大字豊田一色384番地1		
安濃町立安濃幼稚園	変更前	三重県安芸郡安濃町 大字内多451番地	平成17年4月1日	耐震性能確保のため、別敷地に新園舎を建設したため。
	変更後	三重県安芸郡安濃町 大字内多476番地		
伊賀市立友生小学校	変更前	三重県伊賀市 上友生785番地	平成17年4月1日	校舎の新築移転のため。
	変更後	三重県伊賀市 ゆめが丘二丁目11番地		

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
伊賀市立大山田西小学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
伊賀市立大山田東小学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立五ヶ所中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立南海中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立宿田曾中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。

公立学校の学校設置届を次のとおり受理しました。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設置の理由
伊賀市立大山田小学校	三重県伊賀市平田25番地	平成17年4月1日	学校統合のため。
南勢町立南勢中学校	三重県度会郡南勢町船越2100番地	平成17年4月1日	学校統合のため。

お 知 ら せ

平成17年3月28日付け三重県公報号外により、三重県高等学校等修学奨学基金条例（三重県条例第3号）、公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（三重県条例第27号）、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第28号）及び三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例（三重県条例第29号）、並びに公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第10号）三重県教育委員会規則が、次のように交付されました。

三重県高等学校等修学奨学基金条例を171に公佈します。

平成十七年三月二十八日

三重県知事 藤 田 昭 博

三重県条例第3号

三重県高等学校等修学奨学基金条例

(設置)

第一条 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源に充てるため、三重県高等学校等修学奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の貸付事業に要する経費の財源に充てる場合に限る、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第二十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、七〇八人」を「三、六三九人」に、「二七八人」を「二七五人」に、「一五八人」を「一五五人」に、「四、一四四人」を「四、〇六九人」に改め、同条第二号中「八八八人」を「八七三人」に、「九九九人」を「九八四人」に改める。

第四条第一号中「六、四〇二人」を「六、三七四人」に、「四二七人」を「四一八人」に、「一三八人」を「一三七人」に、「七、三七四人」を「七、三四六人」に改め、同条第二号中「三、六二六人」を「三、六〇四人」に、「二七二人」を「二六六人」に、「一八三人」を「一七七人」に、「四、〇〇一人」を「三、九六七人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第二十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「（五十六歳以上の職員のうち規則で定める職員については、規則の定めるところにより、十八月又は二十四月）」を削り、同条第四項中「五十八歳以上」を「五十五歳以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員及び当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。次項において同じ。）で定める職員に係る改正後の第十一条第四項の規定の適用については、同項中「五十五歳」とあるのは、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては「五十八歳」と、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては「五十七歳」と、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては「五十六歳」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十九号

三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例

（三重県文化財保護条例の一部改正）

第一条 三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第二十三條第五項中「第五十六條の三第一項」を「第七十一條第一項」に改める。

第二十七條第一項及び第二十八條第五項中「第五十六條の十第一項」を「第七十八條第一項」に改める。

第三十五條第一項及び第三十六條第二項中「第六十九條第一項」を「第百九條第一項」に改める。

第四十四條第一項及び第四十五條第四項中「第八十三條の七第一項」を「第百四十七條第一項」に改める。

第四十八條第二項中「第五十七條の二」を「第九十三條」に、「第五十七條の三」を「第九十四條」に改める。

第四十九條第一項並びに第五十條第一項及び第三項中「第六十三條の二第一項」を「第百五條第一項」に改める。

第五十一條中「第五十八條の二第五項」を「第九十九條第五項」に改める。

（三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第二条 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三重県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四項中「第五十六條の十第一項」を「第七十八條第一項」に、「第五十七條第一項」を「第九十二條第一項」に、「第六十九條第一項」を「第百九條第一項」に、「第七十條第一項」を「第百十條第一項」に改める。

（三重県文化財保護審議会条例の一部改正）

第三条 三重県文化財保護審議会条例（昭和五十一年三重県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五條」を「第百九十條」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「(第三十二条の二の規定により昇給期間が十八月又は二十四月とされている職員にあつては、それぞれ九月又は十二月)」を削る。

第三十二条の二を削る。

第三十四条の二中「第三十二条の二第一項に規定する職員のうち、五十八歳」を「五十五歳」に改め、「年齢特定日」の下に「(直近の三月三十一日をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年三重県条例第二十八号)附則第二項の規則で定める職員は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後引き続き人事交流等により職員となり、引き続き職員として在職している者(施行日前から引き続き次に掲げる職員(以下「一般職員等」という。)であつた者及び施行日前から引き続き職員であり、施行日以後引き続き人事交流等により一般職員等となつた者に限る。)及び三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議してこれに準ずると認める職員とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員

二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員

三 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員

四 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第六十二号)の適用を受ける職員

五 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員

六 三重県教育委員会教育長

七 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の職員

八 特別職に属する県職員

九 他の地方公共団体の職員、国家公務員、日本郵政公社の職員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する特定独立行政法人をいう。)の職員

十 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第十二条第一号に規定する退職派遣者

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員及び前項に規定する職員に係る改正後の第三十四条の二の規定の適用については、同条中「五十五歳」とあるのは、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては「五十八歳」と、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては「五十七歳」と、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては「五十六歳」とする。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十七年^{三重県人事}_{三重県教育}

委員会規則

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」を「平成十七年三月三十一日までの間、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改め、「当分の間」を削る。

(雑則)

5 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。